

インターネット接続サービス t-LINE_IX 利用規約

第 1 条（取扱の準則）

1. 株式会社テクノル（以下「当社」とします。）は「インターネット接続サービス t-LINE_IX 利用規約」（以下「本規約」とします。）を定め、本規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者に対し、「t-LINE_IX」（以下「IP 通信サービス」）を提供します。なお、本サービスの内容については別紙 1 に記載するものとします。

第 2 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更する場合があります。この場合には料金その他提供条件は、変更後の本規約によることとします。
2. 本規約を変更する場合は、当社は当該変更により影響を受ける契約者に対して、当社の定めた方法により変更後速やかにその内容を通知します。

第 3 条（用語の定義）

1. 本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- （1）電気通信設備：電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- （2）電気通信事業者：電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第 1 1 条第 1 項の登録を受けた方、同第 1 6 条第 1 項の規定による届出を行った方
- （3）電気通信サービス：電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- （4）IP 通信サービス利用契約：当社から IP 通信サービスの提供を受けるための契約
- （5）利用契約：IP 通信サービス利用契約の総称
- （6）契約者：当社と利用契約を締結している法人等
- （7）利用者：契約者が当社の IP 通信サービスを活用して、インターネット接続サービス等を提供する個人・法人等
- （8）IP アドレス：インターネットプロトコルで定められているアドレス
- （9）初期費用：利用契約および変更契約に基づき、契約者が一時金として、支払う金額
- （10）月額料金：利用契約に基づき、契約者が 1 ヶ月を単位として、支払う金額
- （11）消費税相当額：消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び同法に関する法律の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 4 条（協議）

1. 本規約に定めのない事項については、契約者と当社の協議によって定めることとします。

第 5 条（特約）

1. 当社は業務上必要性が認められた場合は、契約者と特約を定めることがあります。

第 6 条（サービスの提供範囲）

1. 本サービスの提供区域は、日本国内において、サービス提供元である BBIX 株式会社および当社が指定するサービス提供エリアとします。
2. 提供区域は、技術的な制約や BBIX 株式会社のポリシー変更により、予告なく変更される場合があります。この場合、当社は契約者に変更内容を速やかに通知します。

第 7 条（契約資格、利用資格）

1. IP 通信サービス利用契約を締結するには、契約者名義が法人である場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）に限ります。
2. 契約者は、東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社の提供する①「フレッツ 光ネクスト」、②「フレッツ 光ライト」、または③光コラボレーションモデルにより光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービス（①から③までのサービスを総称して以下「光回線」と呼ぶ。）のいずれかのサービス品目、および当社の指定する光回線の付加サービス等を契約している利用者に対してのみ、IP 通信サービスを提供することができます。
3. 契約者は、当社の指定する方法で、前項に定めのある東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社が提供する一部のサービスについて、利用者に代行して申し込むことができます（以下「代行申込」とします）。
4. 契約者は、代行申込をする場合、別紙 2 に定める「代行申込機能利用規約」の各条を遵守するものとします。

第 8 条 (契約の単位)

1. 当社は、1 の種類の 1 の IP 通信サービス毎に 1 の IP 通信サービス利用契約を締結するものとします。

2. 契約者は 1 の IP 通信サービス利用契約につき、1 の法人等に限りです。

第 9 条 (権利の譲渡)

1. 契約者は、契約者の事業譲渡等に伴い、IP 通信サービスの提供を受ける権利等、利用契約上の権利を譲渡する場合は、当社の承諾を受けなければその効力を生じません。

2. 利用契約上の権利の譲渡の承諾を受けようとする場合には、当事者が連署した書面を当社に提出いただきます。ただし譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代える事が出来ます。

3. 当社は前項の規定により利用契約上の権利の譲渡の承諾を求められた場合は次の場合を除いてこれを承諾します。

(1) 利用契約上の権利を譲渡される法人等（以下「譲受人」とします。）が料金又は工事に関する費用等を含む初期費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 利用契約上の権利を第三者に譲渡することにより、当社の業務に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. 利用契約上の権利を譲渡する場合、譲受人は契約者が有していた一切の権利及び義務を承継します。

第 10 条 (利用契約申込)

1. IP 通信サービスの利用の申込をする場合は、当社所定の申込書にサービスの内容を特定するために必要な事項を記載したうえで提出していただきます。

第 11 条 (利用契約の締結)

1. 当社は、IP 通信サービスの提供を受ける法人等と IP 通信サービスに係る利用契約を締結します。

第 12 条 (利用契約の成立)

1. 利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾した場合に成立します。

第 13 条 (契約者による第三者に対する IP 通信サービスの提供)

1. 契約者が利用者を含む第三者に当社の IP 通信サービスを提供する場合は、当社が別に定める方法により、当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に対し、契約者が本規約に基づき当社に対して負う義務と同等の義務を遵守させるものとします。

2. 契約者は、当該第三者が第 22 条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行った場合、または第三者がその故意もしくは過失により当社に損害を被らせた場合、当該第三者の行為は当該第三者に当社の IP 通信サービスを提供した契約者の行為とみなされ、本規約の各条項が適用されるものとします。

3. 前項に基づき、契約者が提供する第三者が、さらに他の者に独自のサービスを提供する事業者（以下、「事業者」とします。）である場合、契約者は当社が別に定める方法により、当社の承諾を得るものとします。

第 14 条 (利用契約申込の承諾)

1. 当社が利用の申込を承諾した場合は、その旨を書面および電子データにて通知します。当該利用契約の成立日はこの文書に記載されるものとします。

第 15 条 (サービス開始)

1. 当社が利用申込を承諾した場合、契約者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認を書面および電子データにより通知します。

第 16 条 (利用契約申込の拒絶)

1. 当社は次の各号に該当する場合には、IP 通信サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) IP 通信サービスの申込者が法人でないとき（当社が法人に相当すると認めるときを除く）。

(2) IP 通信サービスの提供が技術上・設備上著しく困難なとき。

(3) IP 通信サービスの申込者が、当該申込に係る初期費用、月額料金等、契約上の料金又は費用の支払を怠るおそれが明らかであるとき。

(4) IP 通信サービスの申込者が第 28 条（提供停止）第 1 項の各号のいずれかに現に該当し、又は該当するおそれがあるとき。

(5) 前 3 号の他、当社の業務遂行上支障があり、当社が利用契約締結を適当でないと判断したとき。

第 17 条 (最低利用期間)

1. IP 通信サービスの最低利用期間に関してはサービス開始日から 1 年間とします。

第 18 条 (契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、第10条（利用契約申込）に規定する申込書等に記載した事項に変更があった場合は、そのことを速やかに当社に届出いただきます。

2. 前項の届出があった場合は、当社はその届出のあった事実を証明する書類の提出を要求することがあります。

第19条（契約者の地位の承継）

1. 契約者である法人等による契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨を直ちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後、当該承継法人等に書面により通知を行い当該利用契約を解除することができます。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、承継した法人等は当該利用契約に基づく被承継契約者の当社に対する一切の権利及び義務を承継したものとします。

第20条（契約者の義務）

1. 契約者は本規約に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第21条（IPアドレスの利用および割り当て）

1. 契約者は、当社が指定する方法でIP通信サービスの利用者の特定に必要な情報を当社に通知し、当社から承諾を得ることにより、その者に当社が提供するIPv6およびIPv4アドレスを利用させることができます。

2. IP通信サービスの利用に必要なIPv6およびIPv4アドレスは、当社がBBIX株式会社から提供を受けたアドレス空間から割り当てられます。

3. 契約者は、割り当てられたIPアドレスを第三者に再割当または譲渡してはならず、契約終了時には当該IPアドレスの利用を終了するものとします。

4. 当社またはBBIX株式会社のネットワークポリシーに違反する形でのIPアドレスの使用は禁止します。契約者は、違反が判明した場合、直ちに是正する義務を負うものとします。

5. 利用者に提供するIPアドレスのプレフィックス長は、当社が指定する長さ（/64または/48など）に準拠するものとします。契約者が特定の要件に基づく異なるプレフィックス長を希望する場合は、当社の承認を受ける必要があります。

第22条（禁止事項）

1. 契約者および利用者は、本サービスを利用して次の行為を行ってはならないものとします。

(1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為またはその恐れのある行為

(2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れのある行為

(3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他人の名誉もしくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは助長する行為

(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に該当するコンテンツの送信、掲載、販売、またはそれらを助長する行為

(6) 薬物犯罪または未承認医薬品の販売、宣伝、使用を助長する行為

(7) ネズミ講の開設または勧誘行為

(8) IP通信サービスを利用してアクセス可能な情報を改ざんまたは消去する行為

(9) 他人になりすまして通信を行う行為または偽装のための技術的手段を利用する行為

(10) コンピュータウイルス、有害なプログラムまたはスパイウェアの送信および放置行為

(11) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対してスパムメールまたは迷惑メールを送信する行為

(12) 他者の快適な通信を妨害する大量トラフィックを発生させ、サービス品質を低下させる行為

(13) 当社またはBBIX株式会社が管理するネットワーク設備への不正アクセス、改ざん、破壊、または過剰な負荷をかける行為

(14) 違法な賭博、ギャンブルの勧誘または参加を助長する行為

(15) 人身の安全に関わる危険な情報の提供、または社会的に重大な影響を与える行為

(16) 本サービスの規定された利用範囲を超える形での利用、または第三者に無断で利用させる行為

(17) その他、法令、ガイドライン、または公序良俗に反する行為

2. 当社またはBBIX株式会社が、本条に違反する行為を発見した場合、直ちにサービス提供を停止または制限し、必要に応じて法的措置を講じることがあります。

第23条（契約者の義務違反）

1. 契約者が、第20条（契約者の義務）または前条（禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者がIP通信サービスの利用に関して第三者に

与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償する事ができるものとします。

第 2 4 条（サービス品質保証または保証の限定）

1. IP 通信サービスにおけるインターネット接続時の通信速度・帯域に関しては保証いたしません。ベストエフォート型サービスとなります。

第 2 5 条（当社の免責）

1. 当社は前条（サービスの品質保証または保証の限定）によって定められた品質保証の違背による返金等、本規約において明示的に規定された場合を除き、契約者が IP 通信サービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、契約者に対して一切の賠償の責任を負わないものとします。

第 2 6 条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取扱うため、IP 通信サービスを制限する措置をとることがあります。

第 2 7 条（提供中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に停止または制限することがあります。

(1) 当社または BBIX 株式会社のネットワーク設備の保守、工事、または緊急対応が必要な場合。

(2) 当社または BBIX 株式会社の設備に障害が発生した場合、または他の電気通信事業者の設備障害によりサービスの継続が困難な場合。

(3) 契約者または利用者による過剰なトラフィック発生や、不正利用がサービスの品質や安定性に影響を及ぼすと判断される場合。

(4) 他の通信事業者との相互接続問題が発生した場合。

(5) 天災地変、戦争、テロなど不可抗力により、サービス提供が困難な場合。

(6) 当社または BBIX 株式会社の判断で、公共安全、重要通信の確保、または法令遵守のため停止が必要とされる場合。

2. サービス停止や制限を実施する場合、当社は契約者に対し、可能な限り速やかにその旨、理由、および期間を通知します。ただし、緊急対応が必要な場合には事後通知とします。

3. サービスが停止または制限された場合でも、停止・制限期間中の利用料金は発生します。ただし、当社または BBIX 株式会社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第 2 8 条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合は、IP 通信サービスの提供を停止することがあります。

(1) 当該利用契約上の債務の支払を怠ったとき。

(2) 第 2 0 条（契約者の義務）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき。

(3) 第 2 2 条（禁止事項）の規定に違反したとき。

(4) 当社が別に定める利用規定を逸脱したとき。

2. 当社は前項の規定により IP 通信サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急等でやむを得ない場合は、事後に通知します。

第 2 9 条（サービスの廃止）

1. 当社は IP 通信サービスを廃止する場合があります。

2. 当社は前項の規定により IP 通信サービスを廃止する場合は、契約者に対し、廃止する 6 ヶ月前までに書面および電子データによりその旨を通知します。

第 3 0 条（契約者が行う利用規約の解除）

1. 契約者が t-LINE_IX 契約の解除を希望する場合、契約者は当社所定の解約申込書を提出し、当該通知に基づき、契約解除の効力が月末日に生じるものとします。

2. 契約者は、解約希望月の 30 日前までに通知を行うものとします。解約申請が遅れた場合、翌月末日の解除が適用されません。

3. 契約者が解約を希望する場合、最低利用期間内の解約については第 33 条の違約金規定が適用されます。

4. 当社が第 27 条（サービスの廃止）の規定に基づき本サービスを廃止する場合、廃止日をもって利用契約は自動的に解除されるものとします。この場合、契約者に対し事前に通知を行います。

第 3 1 条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第 28 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をされた契約者が、通知後もなおその事実を解消しない場合、利用契約を解除することができます。
2. 前項にかかわらず、契約者が以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、提供の停止を経ずに直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 利用料金の支払いが複数回にわたり遅延または未払いとなり、是正されない場合。
 - (2) 第 22 条（禁止事項）に定める禁止行為が行われた場合。
 - (3) 契約者が BBIX 株式会社のネットワークポリシーに重大な違反をした場合。
 - (4) 契約者が破産、民事再生、または会社更生手続きの開始を申請し、またはこれに類する事由が発生した場合。
 - (5) 契約者が法令または公序良俗に反する行為を行った場合。
 - (6) 当社の業務遂行に著しく支障を与える行為が確認された場合。
3. 当社は、前 2 項の規定に基づき利用契約を解除する場合、契約者に対し、書面または電子メールによりその旨を通知します。ただし、緊急を要する場合には事後通知とします。
4. 利用契約の解除後も、契約者は未払いの利用料金、違約金、その他発生した債務について支払い義務を負うものとします。

第 3 2 条（利用料金等の支払義務）

1. 契約者は、当社に対し、IP 通信サービスの利用に関して支払うべき料金等の額（以下「利用料金等」とします。）は、別紙 1 の通りとします。この場合において、支払義務は当社が IP 通信サービスの利用申込を承諾した日から発生するものとします。ただし、当社の責により IP 通信サービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。
2. 契約者は当社に対し、前項で定めた利用料金等を利用契約毎に、第 3 7 条（利用料金等の支払方法）で定める方法で支払うものとします。
3. 第 2 8 条（提供停止）の規定により IP 通信サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る利用料金等の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取扱うものとします。
4. 別紙 1 に定めのある月額料金において、月途中の開始および廃止の際に日割り計算は行いません。
5. 別紙 1 に定めのない利用料金等は、当社より別途契約者に提示することとします。

第 3 3 条（中途解約時等の違約金）

1. t-LINE_IX の最低利用期間は、契約開始日から 12 か月間とします。この期間内における解約や契約変更には、以下の違約金が発生します。
 - (1) 契約解除月の月額料金に契約残月数を乗じた金額。
 - (2) 最低利用期間満了前に解約が行われた場合、初期費用の 50%を追加で請求します。
2. 違約金は、解約通知が受領された時点での契約残期間を基準に計算されます。
3. 違約金が適用される場合、契約者は規約に基づき金額を確認するものとし、必要に応じて当社が契約者の請求に応じて詳細を提供します。

第 3 4 条（品質保証違背時の減額）

1. IP 通信サービスについて第 2 4 条（サービスの品質保証または保証の限定）の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生した時は、当社は、契約者の請求に基づき、IP 通信サービスの種類毎に定める額を料金から減額するものとします。

第 3 5 条（利用料金等の減免）

1. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第 3 2 条（利用料金等の支払義務）で定める規定に係らず、臨時にその当該利用料金等を減免することがあります。
2. 当社は前項の規定により利用料金等の減免を行った場合は、契約者に対し、書面および電子データ、その他の手段により、当該内容を通知します。

第 3 6 条（損害賠償の範囲）

1. 当社の責に帰すべき事由により IP 通信サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時刻から連続して 2 4 時間以上の時間（以下「利用不能時間」とします。）当該状態が継続した場合は、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 2 4 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）を日数とし、月額料金のその対応する日数について、月額料金相当額を上限として利用料金等から減額します。ただし、契約者が当該減額請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該減額請求をしなかった場合は、契約者は、その権利を失うものとします。

2. 当社の責に帰すべき事由により当社が損害賠償をする範囲は、予見可能な相当因果関係のある直接的な損害のみとし、データの消失、逸失利益、偶発的損害、間接的損害、派生的損害、懲罰的賠償金等は損害賠償の範囲には含まれません。

3. 当社は契約者以外に対しては、いかなる場合であっても損害賠償責任を負いません。

第37条（利用料金等の支払方法）

1. 契約者は、IP 通信サービスの利用料金等を、当社が指定する期日までに、指定する方法、金融機関等において支払うものとします。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第38条（前受金）

1. 当社は利用料金等について、あらかじめ前受金を預かる場合があります。なお、前受金には利息を付さないものとして預かります。

第39条（割増金）

1. IP 通信サービスの利用料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の二倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第40条（延滞利息）

1. 契約者は IP 通信サービスの利用料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、未払額に対する年率 14.5%の割合による延滞利息を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第41条（消費税相当額）

1. 契約者が当社に対し IP 通信サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるもの、並びに地方税法及び同法に関する法令の規定により当該地方消費税の支払が賦課されるものとされている場合は、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第42条（端数処理）

1. 当社は、利用料金等の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第43条（情報の管理）

1. 契約者は、IP 通信サービスを利用して受信し、又は送信する情報については、その消失を防止するための措置をとるものとし、当社は当該情報を保管する責任を一切負わないものとします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

第44条（秘密保持）

1. 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を第三者に漏洩しないものとします。ただし、法令に基づき開示を求められた場合は、この限りではありません。

第45条（契約者の管理責任）

1. 契約者は、当社から発行されたサービス開始の確認書等 IP 通信サービスを運営するに必要な情報を管理する責任を負います。

第46条（責任の分界点）

1. 本サービスにおける責任分界点は、当社網と BBIX 株式会社のネットワーク設備との相互接続点とします。

2. BBIX 株式会社が管理するネットワーク内の障害や遅延については、当社はその責任を負わないものとし、契約者は BBIX 株式会社の規約に従い対応を求めるものとします。

3. 契約者が利用する端末設備または自営電気通信設備に起因する問題については、契約者自身の責任で解決するものとします。

第47条（当社の装置維持基準）

1. 当社は IP 通信サービスを正常な状態に維持するよう、善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

第48条（準拠法）

1. 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

第49条（合意管轄裁判所）

1. 本規約に関する紛争は、青森地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

別紙 1

■ サービス内容

- ・東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」という。）が提供するフレッツ網または NGN 網をアクセス回線とする、BBIX 株式会社が提供するインターネット接続サービス。
- ・IPv4 アドレスの提供種別は IP アドレスを固定で払い出す「IPv4 接続（IPIP 方式）」とする。
- ・IPv4 接続（IPIP 方式）は 1 つの IP アドレスを専有する。

■ サービス品質

- ・各アクセス回線におけるインターネット接続時の通信速度・帯域を保証しないベストエフォート型サービス
- ・当社は当社の測定値で、上記にて定めた収容設計値を超過した場合は適用料金を甲乙協議の上、改訂できるものとする。
- ・一般 ISP 向け接続サービスでは、マンション ISP・ホテル・動画配信などの用途で利用しないことを条件とし、大容量トラフィックが想定される場合は適用料金を契約者と当社の協議の上、別途料金設定するものとする。
- ・当社は IP 通信サービスのトラフィックボリュームが大きくなった場合にトラフィック制御を行う事ができるものとする。
- ・IP 通信サービスの利用開始日は、当社が当社の指定する方法を用いて契約者に通知したアカウント契約の開始日が含まれる月（以下、「開通月」という。）とし、日割り等によらず満額支払うものとする。
- ・解約時は、解約日を含む月の末日までを課金対象とする。なお、解約日が月初であっても、当該月の利用料金全額が請求されるものとします。

■ 付則

- (1) NTT 東西の責任範囲における障害及びメンテナンス情報について、契約者は、NTT 東西の用意する媒体上の発出情報を参照することとし、当社は同情報の提示を行わない。
- (2) 上位回線提供事業者及び契約者の責任範囲における障害及びメンテナンス情報について、当社は同情報の提示を契約者に対し、当社の指定する方法にて行う。
- (3) NTT 東西及び上位回線提供事業者の都合により本サービスの提供地域が閉鎖される場合は、同三社からの通告に、契約者、当社共に従うものとする。
- (4) 契約者の申込により当社の上位回線事業者の IP 設備の許容量を超える、又はその恐れがある場合、当社は契約者の申込を承諾しないものとする。

代行申込機能利用規約

契約者は、当該サービスを契約者の利用者（以下「利用者」とする。）に提供するにあたり、利用者に代わり、利用資格である東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社の提供する一部サービスの申し込み手続きを可能とする代行申込機能（以下「本機能」とします。）を利用する場合、下記の利用規約の全ての条項および株式会社テクル（以下「当社」とします。）が設ける個人情報保護に関する各種規程の遵守に同意するものとします。本機能およびこれに関わる情報を利用する者は、下記の利用規約および個人情報保護に関する各種規程の遵守に同意したものとみなされます。

第 1 条（利用規約の目的）

1. 本利用規約は、契約者が利用者に代わり、当社指定のサービス申し込み手続きを行う場合、その申込手続きおよび契約者が遵守すべき事項を定めることを目的とします。
2. 代行申込に必要な情報の提供および管理については、契約者が適切に行うものとし、当社はこれに関して一切の責任を負わないものとします。

第 2 条（契約者の義務）

1. 契約者は、本機能を利用するにあたり、申し込み手続きを含む委任事項について、権限の委任を次の号にあげる方法により利用者より受けるものとします。
 - ①委任する事を証明する委任状や申込書等の書面により取得する方法
 - ②WEB 上において委任事項に関して委任を示すチェック欄を設け、利用者が当該チェック欄に委任のチェックを入れることにより取得する方法
 - ③委任事項につき利用者から口頭での委任を得たうえで、委任事項につき速やかに当該利用者へ書面を交付する方法
2. 契約者は、利用者より前項に規定する代理権の委任を受けるに際し、当社が別に定める重要事項を利用者に説明するものとします。
3. 契約者は、本機能を利用した申し込み後において、第 1 項に基づく委任の証跡の提示を当社が求めた場合はその求めに応じるものとします。
4. 契約者は、本機能を利用した申し込みについて、当社が定める方法により利用者・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社からの問い合わせ、苦情等の受け付けおよび対応を行うものとします。

第 3 条（契約者の義務違反）

1. 契約者が本利用規約に定めのある各条に違反した場合、当社は、「インターネット接続サービス t-LINE_IX 利用規約」（以下「通信サービス規約」とします。）第 3 1 条（当社が行う利用契約の解除）に定めのある通り、IP 通信サービスの利用契約を解除することができます。
2. 本機能を利用した申し込み後において、前条（契約者の義務）第 1 項および第 3 項に基づく代理権の存在を当社が確認できなかった場合は、これに伴い発生した損害額を当社は契約者に請求できるものとします。
3. 前項の定めのほか、当社は契約者に対して、契約者の義務違反により当社が被った損害の損害請求をすることができるものとします。また、契約者が第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をした時は、当社は契約者に対し当該賠償について求償することができるものとします。

第 4 条（免責事項）

1. 当社は、本機能の利用により契約者または利用者を含む他の第三者が被った損害について、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第 5 条（利用規約の改正）

1. 当社は、必要があると認めるときは、契約者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。
2. 当社は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なく通知するものとします。
3. 前項の通知後に契約者が本機能を利用するときは、契約者は改正後の利用規約に同意したものとみなされま